

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪 無 罪							有罪に係る人員及び金額			
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 科 金	罰 金					
										人 員	金 額				
		件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円				
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申告所得税		
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
法人税	外	-	3	3	-	-	-	3	-	-	-	-	法人税		
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
その他	外	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	その他		
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合 計	外	1	3	4	-	-	-	4	-	-	-	-	合 計		
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 -	脱税犯規定	外	件 -
第 243 条 (平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。)	外	件 -	第 163 条 (平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。)	外	件 -	両罰規定	外	件 -
合 計	外	件 -	合 計	外	件 -	合 計	外	件 -

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検査及び処理状況

区 分			酒 税							揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分			
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
			酒 類 製 造 者	酒 類 販 売 業 者												件			件	件
要件 処理 数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処理 数	
	検 査	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検 査		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏		告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額 罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分						
要件処理数	前年度からの繰越検	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越検	要件処理数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検
処理済件数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処 理 済 件 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	告 発
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	不 告 発
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消滅	処 分 権 消 滅
本年未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年未済件数	本 年 未 済 件 数
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額	犯 則 に 係 る 額
通告処当分額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処当分額	通 告 処 当 分 額

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	要 履 行 件 数
	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	
	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
履 行 等 件 数	通告不履 行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履 行発	履 行 等 件 数
	通告後 訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 訴権消滅	
	通告履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履 行	
	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの									
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額				
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-	第23条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第 27 条 第 3 項	-	第 15 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-	第 23 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-
第 28 条 第 1 号	-			第 28 条 第 1 号	-	第 24 条 第 1 号	-	第 28 条 第 1 号	-
〃 第 2 号	-			〃 第 2 号	-	〃 第 2 号	-	〃 第 2 号	-
〃 第 3 号	-			〃 第 3 号	-	〃 第 3 号	-	〃 第 3 号	-
〃 第 4 号	-			〃 第 4 号	-	〃 第 4 号	-	〃 第 4 号	-
〃 第 5 号	-			〃 第 5 号	-	〃 第 5 号	-	〃 第 5 号	-
〃 第 6 号	-			〃 第 6 号	-	第 25 条 第 1 項	-	第 29 条 第 1 項	-
第 29 条 第 1 項	-			第 29 条 第 1 項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	-	第21条第1項第1号	-	第19条第1項第1号	-	第 12 条 第 1 項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第 3 項	-
第 21 条 第 3 項	-	第 22 条 第 1 号	-	第 19 条 第 3 項	-	第 13 条 第 1 号	-
第 22 条 第 1 号	-	〃 第 2 号	-	第 20 条 第 1 号	-	〃 第 2 号	-
〃 第 2 号	-	〃 第 3 号	-	〃 第 2 号	-	第 14 条 第 1 項	-
第 23 条 第 1 項	-	〃 第 4 号	-	第 21 条 第 1 項	-		
		第 23 条 第 1 号	-				
		〃 第 2 号	-				
		〃 第 3 号	-				
		第 24 条	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。